


安芸高田市公共施設等総合管理計画

2015年2月策定

2022年9月改訂

 広島県安芸高田市

目 次

第1章 計画策定の背景と目的.....	1
1.背景と目的.....	1
2.計画の位置付け.....	1
3.計画期間.....	1
4.対象範囲.....	2
第2章 本市の現状.....	3
1.人口推移.....	3
2.社会状況の変化.....	4
3.財政状況.....	5
(1) 歳入.....	5
(2) 歳出.....	6
4.人口推移を踏まえた今後の財政状況について.....	7
第3章 公共施設等の現状と課題.....	8
1.公共施設の現状と課題.....	8
(1) 施設用途別保有状況.....	8
(2) 築年別整備状況.....	9
(3) 耐震化状況.....	10
(4) 課題.....	10
2.インフラ資産の現状と課題.....	13
(1) 現状.....	13
(2) 課題.....	13
3.過去に行った対策の実績.....	16
第4章 公共施設等総合管理基本方針.....	18
1.基本方針.....	18
(1) 点検・診断等の実施方針.....	18
(2) 維持管理・更新等の実施方針.....	18
(3) 安全確保の実施方針.....	18
(4) 耐震化の実施方針.....	18
(5) 長寿命化の実施方針.....	18
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針.....	18
(7) 脱炭素化の推進方針.....	18
(8) 統合や廃止の推進方針.....	18
2. 公共施設管理基本方針.....	19

(1) 学校施設.....	19
(2) 産業系施設.....	19
(3) 公営住宅（市有住宅含む）.....	19
(4) スポーツ施設.....	19
(5) 庁舎.....	20
(6) 文化施設.....	20
(7) 集会施設.....	20
(8) 博物館等（人権福祉センター・地区集会所を含む）.....	20
(9) 幼稚園・保育園・こども園.....	20
(10) 消防施設.....	21
(11) 保健施設.....	21
(12) その他施設.....	21
3.インフラ資産管理基本方針.....	21
4.実行体制の整備.....	21
(1) 推進体制.....	21
(2) 財政との連携.....	21
(3) 協働の推進.....	22
(4) 職員意識改革の推進.....	22
(5) PDCAサイクルの推進.....	22
まとめ.....	22

第1章 計画策定の背景と目的

1.背景と目的

本市では、これまで「教育施設」「市営住宅」「集会施設」などの公共施設や「道路」「上下水道」などのインフラ資産を整備し、市民の皆様へのサービス向上、都市機能の充実に努めてきました。

しかし、これら公共施設は建設から相当の年数を経過する施設が多く、今後は維持補修に加え、大規模改修や建て替えが必要となります。

一方、財政面では、人口減少等による市税等収入の減少、少子高齢化の進展に伴う扶助費等の支出増加により財政状況の悪化は著しく、老朽施設の更新経費や維持管理経費の確保は困難となります。

このため、本市では公共施設の利活用促進や統廃合を進め、計画的かつ効率的な公共施設整備を行うとともに、施設の長寿命化を行うことにより将来負担の軽減を図ることを目的として、2015年2月に安芸高田市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」といいます。）を策定し、公共施設の総合的な管理を推進してきました。

しかし、当初の計画目標であった公共施設の総延床面積30%以上削減は、2021年度まで約4%の削減と低迷しており、現状は非常に厳しいものとなっています。

将来の歳入の推移を見れば、全ての施設を継続することはできません。

また、人口一人当たりの施設総延床面積は人口減少等に伴い、全国平均の2.5倍（2013年3月）が2.7倍（2022年3月）に上昇しました。

将来世代に負債を先送りしないためにも、目標は高く困難ですが更なる施設の適正化が急務となっています。

更なる適正化の推進を図り、今後も公共サービスを持続的に提供していくため、時間経過により変化した情勢に合わせ、計画の改訂を行いました。

2.計画の位置付け

総合管理計画は、安芸高田市民と行政のまちづくりの指針である「安芸高田市総合計画」を含めた市の関連計画との整合を図り、施設面における基本的な取組を示すものです。

3.計画期間

高度経済成長期とその後の約10年の期間を中心として建設・整備された公共施設の建替え更新時期やインフラ資産の補修時期が今後の20年間に集中することから、2015年度から2034年度までの20年間を対象期間とします。

4.対象範囲

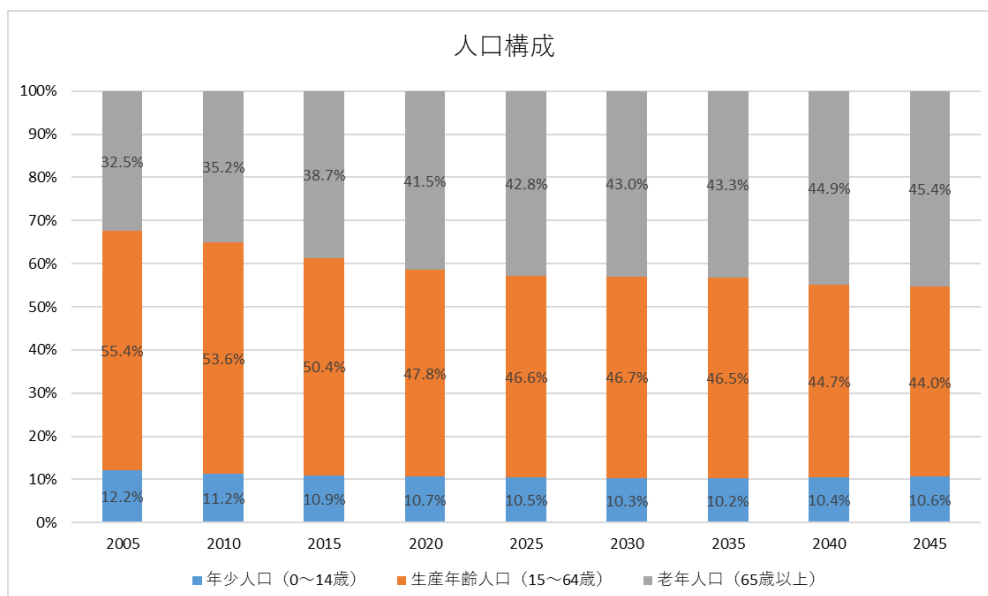
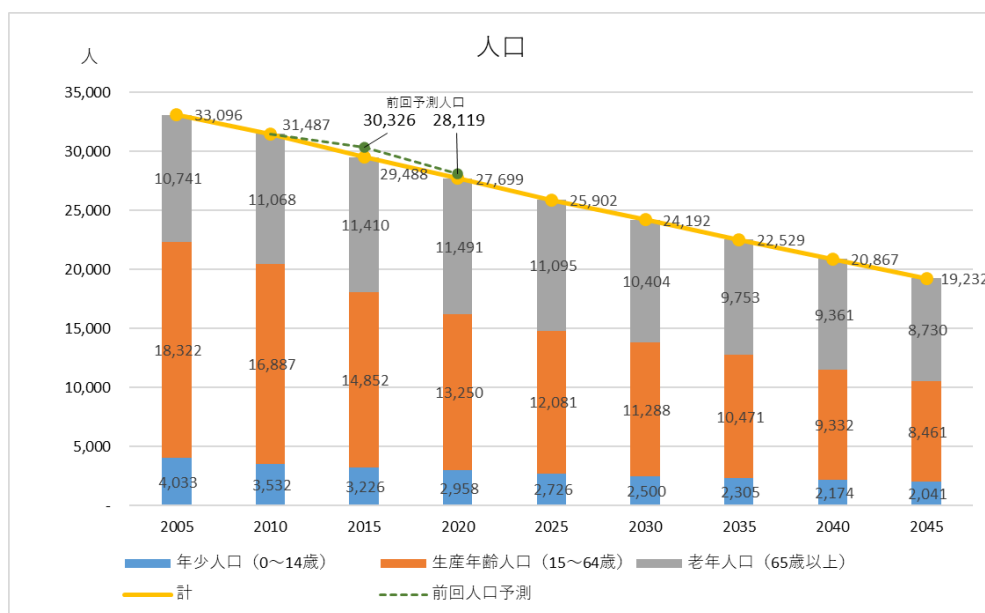
本市が所有する全ての公共施設及びインフラ資産を対象とします。

第2章 本市の現状

1.人口推移

本市の人口推移は、2005年は33,096人でしたが、2020年には27,699人となり、15年間で5,397人減少し、減少スピードは前回の人口予測よりも早く、420人減少しています。人口構成を見ると、老年人口（65歳以上）が増加し、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少しています。

〔図2-1-1 本市の人口推移〕



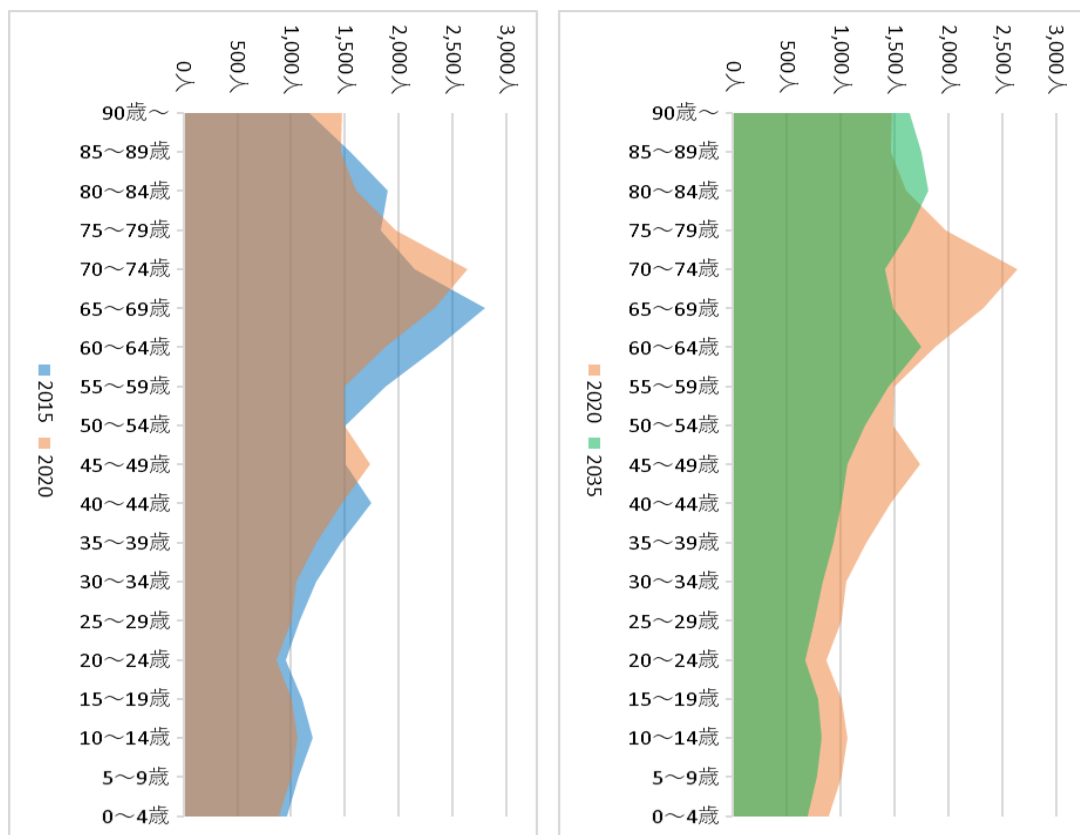
〔出典元データ〕 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成30（2018）年推計）、『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）、『日本の市区町村別将来推計人口』（平成20年12月推計）

2.社会状況の変化

国立社会保障・人口問題研究所の予測による本市の将来人口動向では、2035年に人口は22,529人となり、生産年齢人口が大幅に減少する一方で、高齢人口は年少人口の約4.2倍となり2015年の約3.5倍から0.7ポイント増加することが予測されています。

このような人口減少や人口構成の変化に合わせて、高齢化社会に対応した施設の整備や、少子化により使用頻度の減少した施設の用途の見直しや統廃合などの施設の有効活用を行う必要があります。

〔図 2-2-1 本市の将来人口動向〕



	2015年	2020年	2035年	増減 (2035年-2015年)
総人口	29,488人	28,119人	22,529人	▲6,959人
高齢人口(65歳以上)	38.7%	41.5%	43.3%	4.6%
生産人口(15~64歳)	50.4%	47.8%	46.5%	▲3.9%
年少人口(0~14歳)	10.9%	10.7%	10.2%	▲0.7%

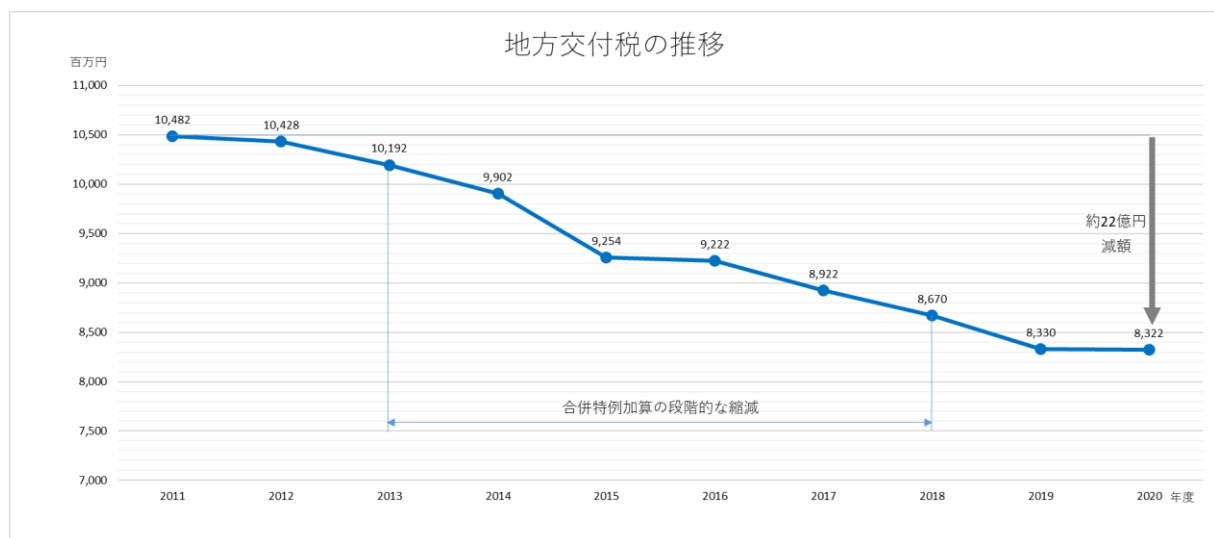
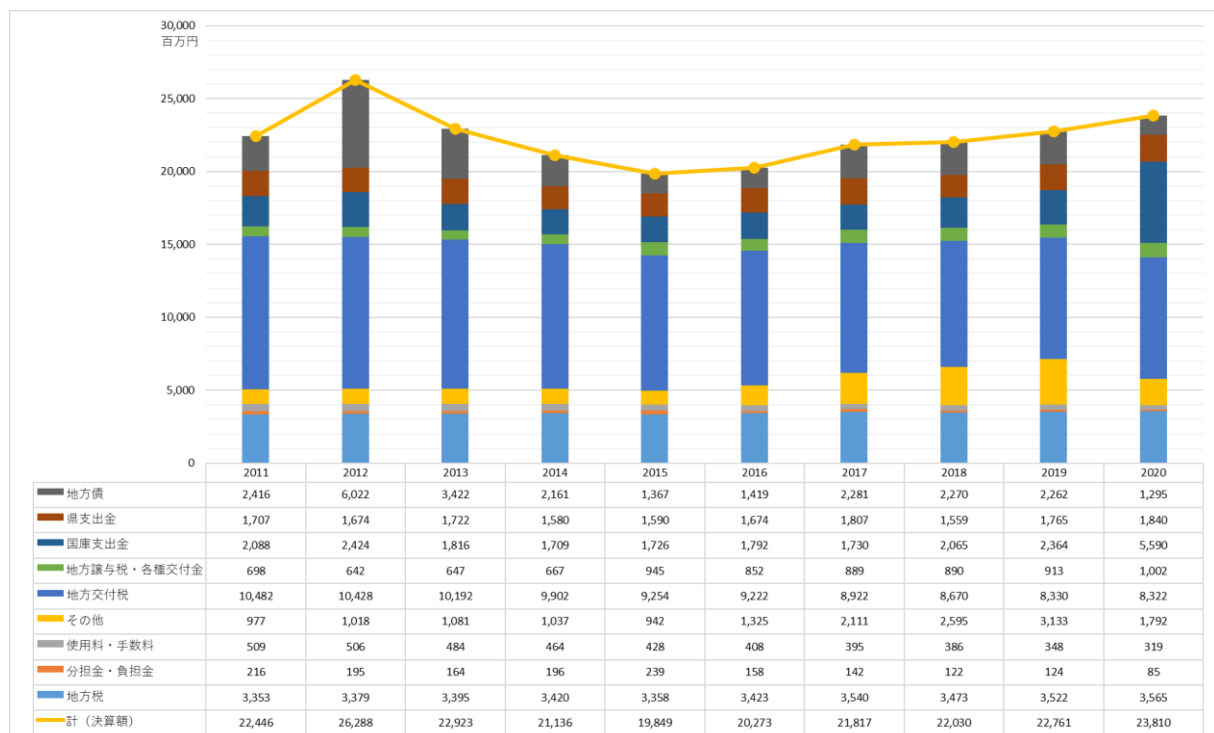
(出典元データ) 国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)、『日本の地域別将来推計人口』(平成25年3月推計)、『日本の市区町村別将来推計人口』(平成20年12月推計)

3.財政状況

(1) 歳入

2020年度における歳入総額は238億円となっており、200～250億円で推移しています。主な自主財源である地方税収入については、概ね34億円前後で推移しています。地方交付税については、総人口の減少及び2014年度からの合併特例加算の段階的な縮減により、2011年度の105億円から2020年度では83億円となり、22億円の減額となっています。

〔図 2-3-1 歳入決算額の推移（普通会計決算）〕

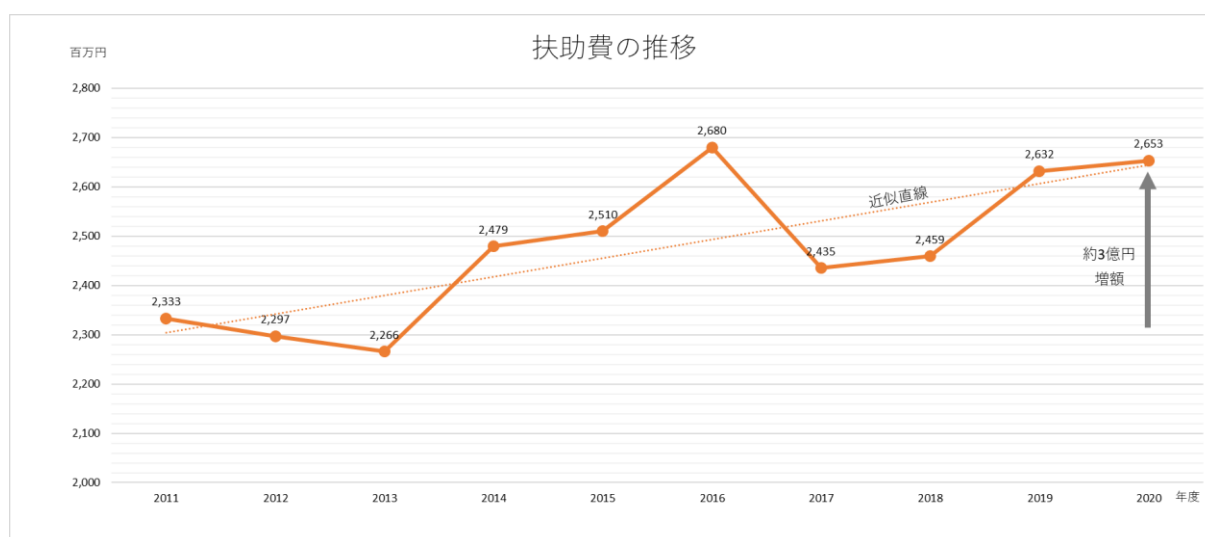
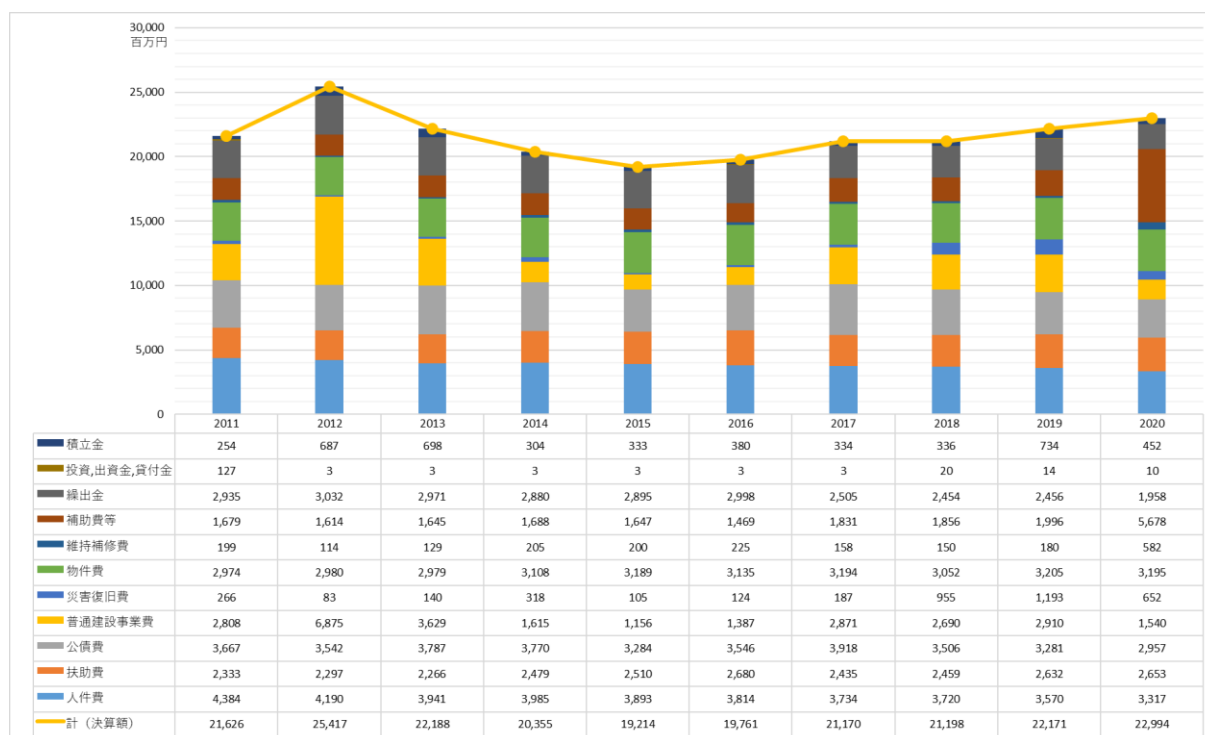


（出典元データ）安芸高田市企画部財政課「普通会計財政状況」

(2) 歳出

安芸高田市職員定員適正化計画等の取り組みにより人件費は減少傾向にあるものの、扶助費は増加傾向にあります。また、新市建設計画に基づく事業が完了し、普通建設事業費が減少傾向となっていますが、近年頻発する災害のため災害復旧費が増加傾向となっています。

〔図 2-3-2 歳出決算額の推移（普通会計決算）〕



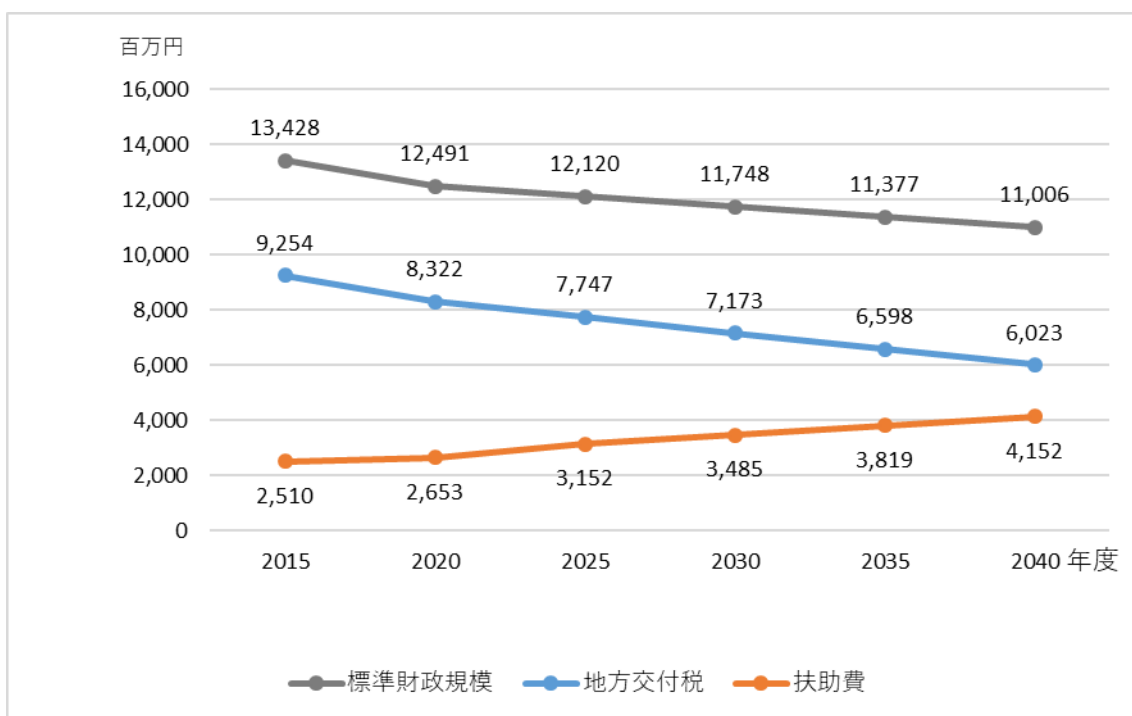
(出典元データ) 安芸高田市企画部財政課「普通会計財政状況」

4.人口推移を踏まえた今後の財政状況について

歳入の面において、生産年齢人口の減少に伴う個人市民税による市税収入の減少が予想されます。また、地方交付税においても、総人口の減少により更なる減額が予想され、本市一般財源は縮小傾向とならざるを得ない状況となっています。

一方、歳出の面において、人件費は定員適正化計画等の取り組みによる適正な定員管理により減少傾向にあるものの、高齢化による医療、高齢者福祉などの社会保障費の増加に伴い扶助費は増加していくものと考えられます。これらのことから、本市の財政状況は現在より厳しいものとなっていくと考えられます。

〔図 2-4-1 将来の財政推計〕



標準財政規模：その団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標。(地方税+譲与税+交付金等+普通交付税)

第3章 公共施設等の現状と課題

1.公共施設の現状と課題

(1) 施設用途別保有状況

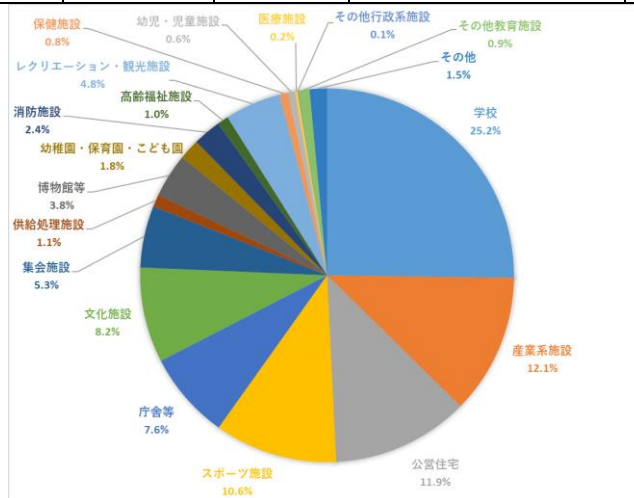
総合管理計画が対象とする施設は、2013年3月末時点で総延床面積は271,619㎡であり、人口一人当たりでは8.68㎡で、2022年3月末時点では、総延床面積255,654㎡、人口一人当たりでは9.36㎡となっています。これは人口一人当たりの全国平均3.42㎡の2.7倍となります。

用途別では、学校施設(64,450㎡、25.2%)が最も多く、次に産業系施設(31,039㎡、12.1%)、公営住宅(30,357㎡、11.9%)の順となっており、この3用途だけで全体の約半分を占めていることがわかります。

(注) 人口一人当たりの面積算定にあたっては、2013年4月1日時点の本市住民基本台帳人口(31,257人)、2022年4月1日時点の本市住民基本台帳人口(27,305人)を使用。人口一人当たりの全国平均面積は、2012年1月11日東洋大学PPP研究センターが公表した「全国自治体公共施設延床面積データ」を使用。

〔図 3-1-1 用途別の面積と割合〕

用途別	面積	割合	用途別	面積	割合
学校	64,450㎡	25.2%	消防施設	6,202㎡	2.4%
産業系施設	31,039㎡	12.1%	高齢福祉施設	2,462㎡	1.0%
公営住宅	30,357㎡	11.9%	レクリエーション・観光施設	12,348㎡	4.8%
スポーツ施設	27,146㎡	10.6%	保健施設	1,926㎡	0.8%
庁舎等	19,385㎡	7.6%	幼児・児童施設	1,523㎡	0.6%
文化施設	21,066㎡	8.2%	医療施設	618㎡	0.2%
集会施設	13,661㎡	5.3%	その他行政系施設	193㎡	0.1%
供給処理施設	2,718㎡	1.1%	その他教育施設	2,412㎡	0.9%
博物館等	9,736㎡	3.8%	その他	3,837㎡	1.5%
幼稚園・保育園・こども園	4,575㎡	1.8%	合計	255,654㎡	100.0%



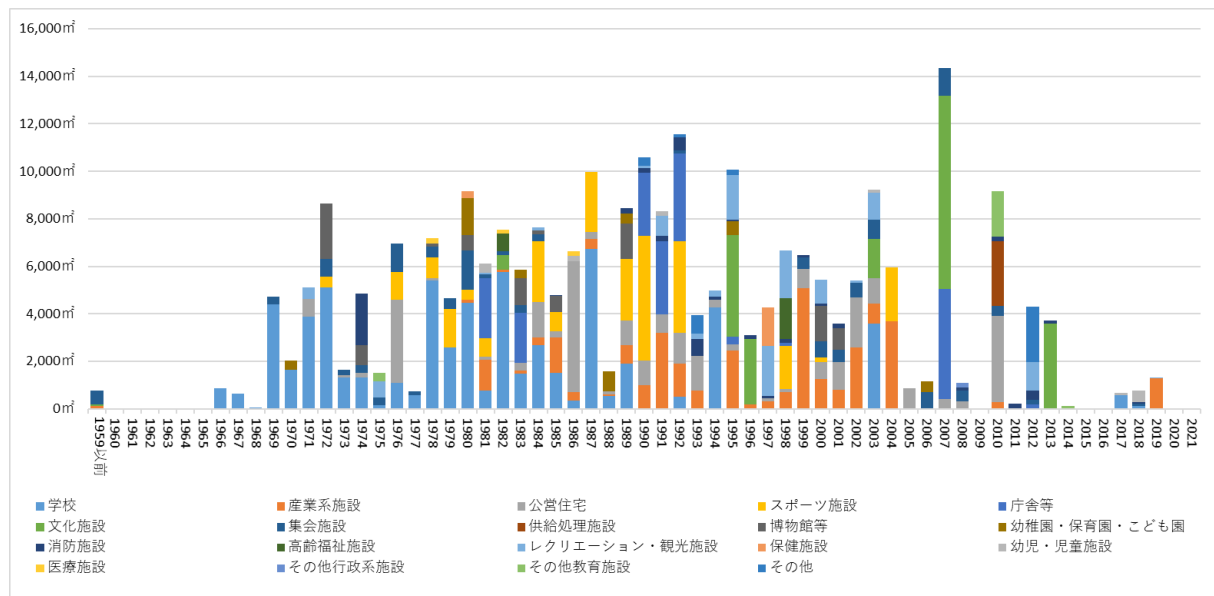
(注) 面積の和は小数点以下を丸めているため、合計面積と一致しません。

(2) 築年別整備状況

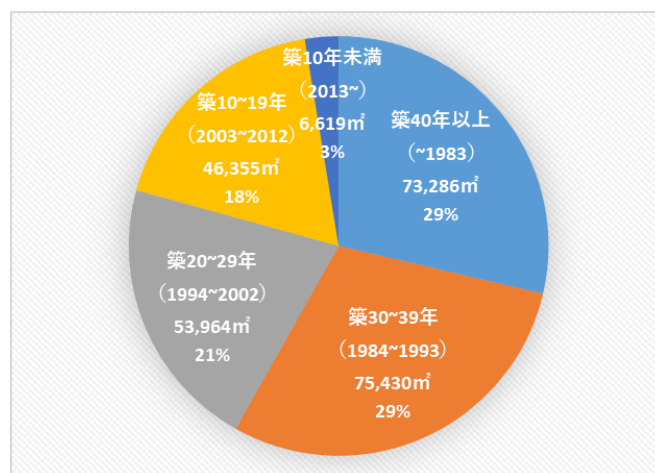
1966年から木造校舎から建て替えが進んだ学校教育系施設の整備が進められるとともに、人口対策から公営住宅の整備も進められています。平成になってからは、人口対策は若者定住施策を主眼にスポーツレクリエーション系施設及び市民文化系施設の整備が多く行われています。また、本市の特徴として地域経済の活性化によるまちづくりが進められ、産業系施設の整備も積極的に行われています。

すでに建築後 30 年を経過している施設（1993 年以前に建築した施設）は、148,716 ㎡、全体の 58%となっています。

〔図3-1-2 年度別整備延床面積（施設保有量の推移）〕



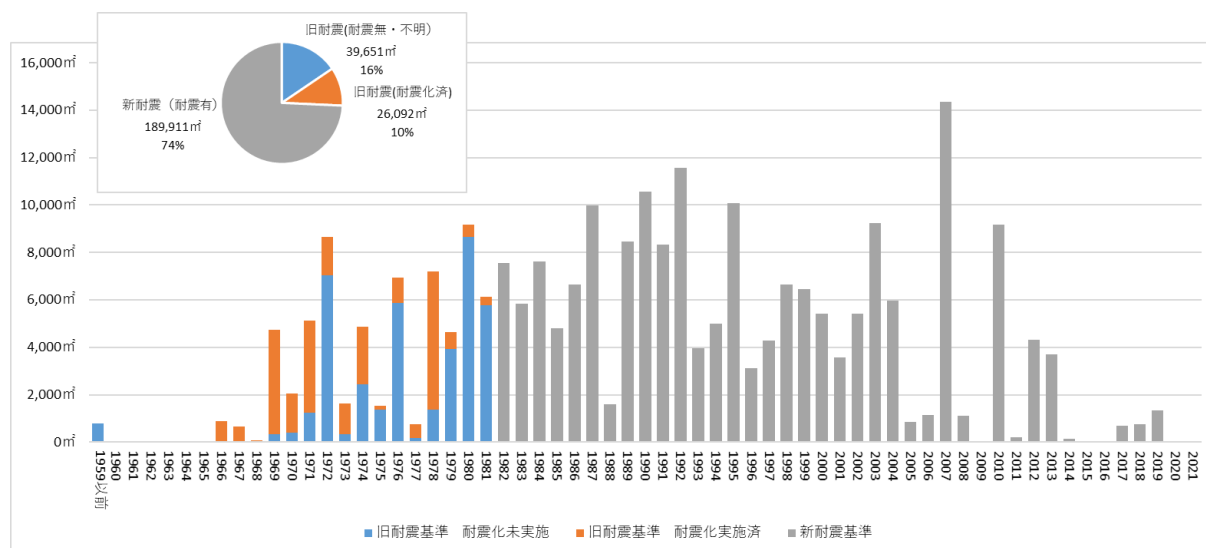
〔図3-1-3 築年別延床面積の割合〕



(3) 耐震化状況

旧耐震基準である1981年5月以前に建築された施設は65,743㎡、全体の26%となっています。本市では、教育施設を中心に耐震対策に取り組んでおり、全体の84%が耐震性能を有しています。

〔図3-1-4 耐震化延床面積〕



(4) 課題

前述のとおり、本市公共施設は、今後急速に老朽化が進行していきます。これらの公共施設の維持更新費が増大していくものと見込まれる中、厳しい財政的制約の範囲内において、いかにして計画的かつ効率的に対応していくかが課題となります。

以下の条件のもと、現在の公共施設を全て保有しつづけると仮定して2022年度からの40年間で発生する更新・大規模改修の費用を試算すると、総額約1,211億1千万円、年平均約30億3千万円となり、2020年度までの過去5年間に要した費用の年平均約8億4千万円と大きな差になっています。

また、過去の維持管理費の年平均は約12億円であり、全て保有しつづけた場合は同額程度となると推測されるため、更新・大規模改修費と合わせると大きな負担となります。

そのため、財政面で人件費の削減及び施策の集中と選択をさらに進めるとともに、公共施設の再編を行い、大規模改修及び更新の優先順位を付けて行うことで解消する必要があります。

なお、総量削減等対策を行った場合の更新・大規模改修の費用を試算すると、総額約433億6千万円、年平均約10億8千万円となり、総額約777億5千万円、年平均で約19億5千万円の削減が見込まれます。

また、維持管理費は年平均約8億6千万円まで圧縮されると予想され、年平均約3億4千万円の削減が見込まれます。

〔前提条件〕

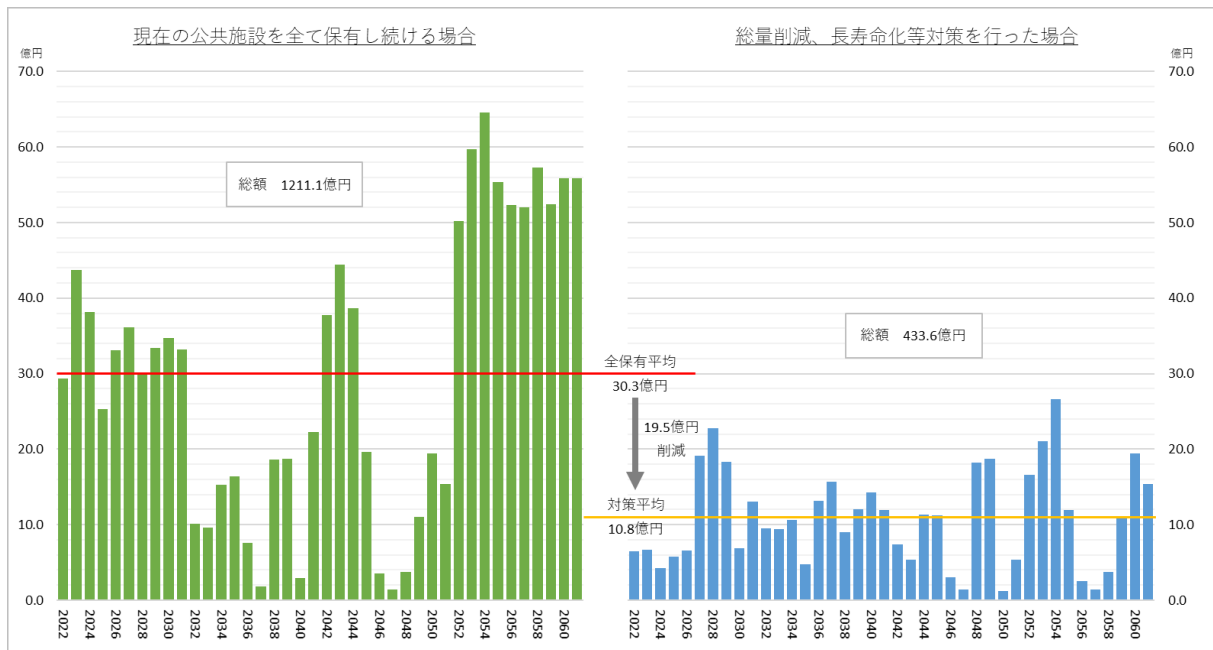
(現在の公共施設を全て保有し続ける場合)

- 現在の公共施設を大規模改修（建築30年後）した後、一定期間後（大規模改修30年後）に同規模で建て替える。

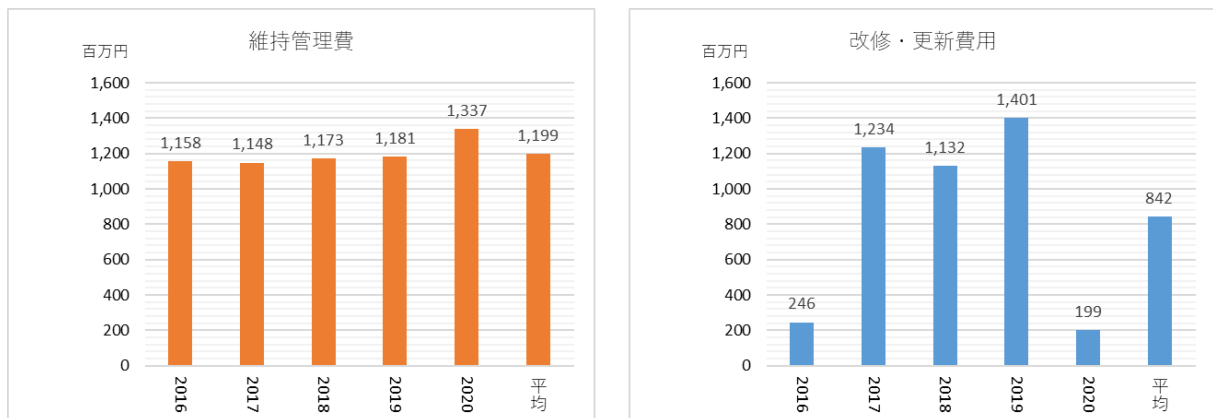
(総量削減、長寿命化等の対策を行った場合)

- 総量削減する公共施設は大規模改修・建て替えを行わない。
- 上記以外の公共施設を大規模改修（建築40年後）した後、一定期間後（大規模改修40年後）に同規模で建て替える。

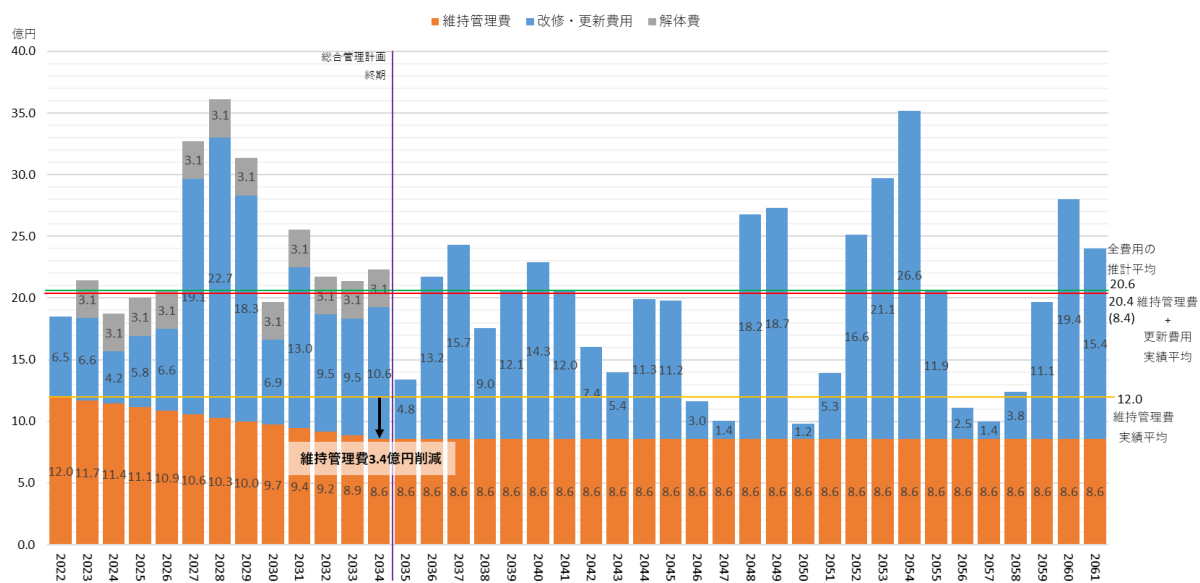
〔図3-1-5 将来更新費用の推計〕



〔図3-1-6 維持管理費・改修更新費用の実績（公共施設[普通会計]）〕



〔図3-1-7 対策後の将来全費用の推計〕



2.インフラ資産の現状と課題

(1) 現状

インフラ資産は、生活および産業の基盤となる公共施設であり、市民生活や地域の経済活動を支えています。本市の主なインフラ資産の保有量は、表3-2-1のとおりとなっています。

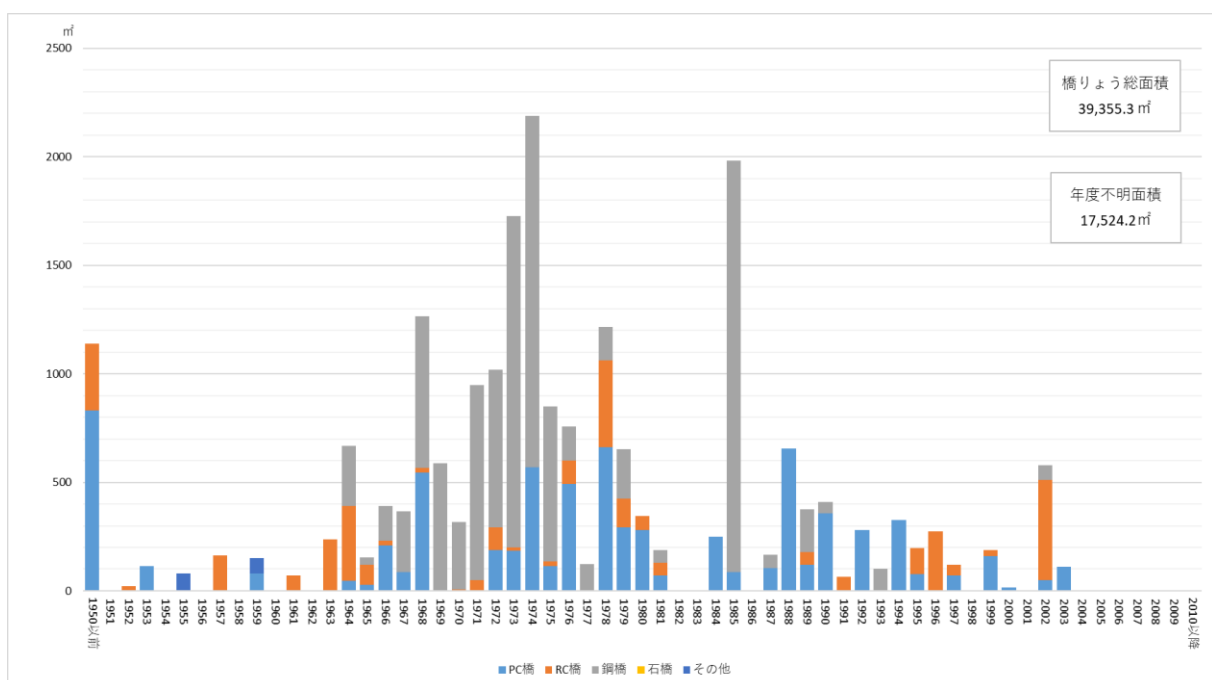
〔表3-2-1 主なインフラ資産の保有量（2022年3月末時点）〕

種別	主な施設	施設数
道路	道路延長	808km
	橋りょう	627橋
	トンネル	2箇所
	舗装（延長）	730km
農林業施設	農道延長	239km
	林道延長	157km
上水道	管路延長	558km
	浄水場	25箇所
	配水池	38箇所
下水道	管路延長	281km
	浄化センター	17箇所

(2) 課題

本市インフラ資産のうち、橋りょうなどの構築物の中には、建設後50年を経過しているものもあり、今後急速に老朽化が進行していくことが懸念されます。

〔図3-2-2 構造別橋りょうの年度別整備面積〕



以下の条件のもと、2022年度からの40年間で発生する更新・大規模改修の費用を試算すると、総額で約1,640億円、年平均で41億円となります。

一方、過去5年間の既存施設の更新・大規模改修に要した費用は、年平均で約6億2千万円となります。

また、過去5年間にインフラ資産に要した維持管理費は年平均で約12.2億円であり、更新費用と合わせると約18億4千万円となります。この支出規模が維持できると仮定しても年間あたり約22億6千万円が不足すると考えられます。

このように公共施設のみならずインフラ資産に係る予算も不足することになります。このため計画的に予防保全を行うことによる維持管理費の圧縮や、受益者負担のあり方について十分な検討を行う必要があります。

〔前提条件〕

①道路

- ・現在の道路の総面積を、舗装部分の更新（打換え）の耐用年数（15年）で除したものを1年間の舗装部分の更新量として仮定し、更新単価（一般道路4,700円/m²、自転車歩行者道路2,700円/m²）を乗じて算定。

②橋りょう

- ・整備した年度から60年を経た年度に更新すると仮定し、更新単価（PC橋425千円/m²、鋼橋500千円/m²）を乗じて算定。

③上水道

- ・上水道については、水道事業及び簡易水道事業を推計。
- ・現在の管径別延長を、管の更新の耐用年数（40年）で除したものを、1年間の更新量として仮定し、更新単価（導水管及び送水管300mm未満100千円/m、配水管150mm以下97千円/m・200mm以下100千円/m）を乗じて算定。

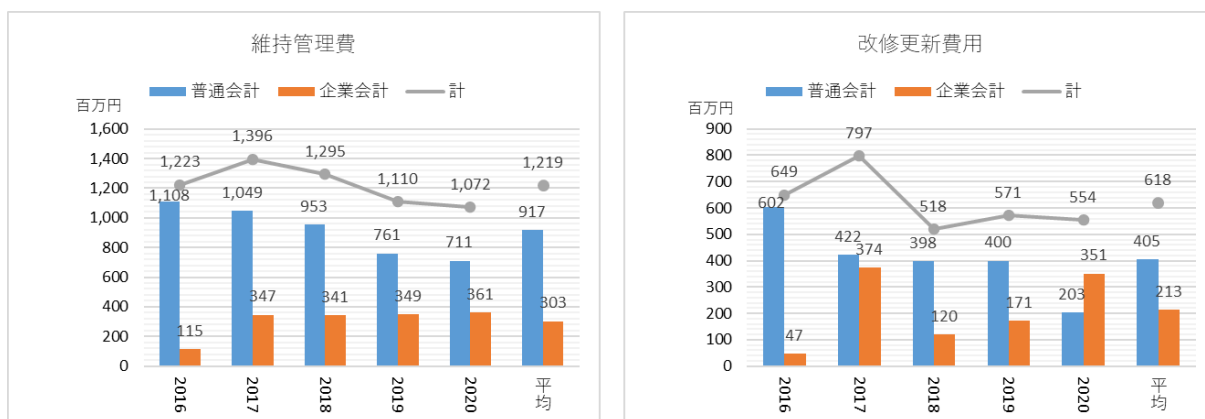
④下水道

- ・下水道については、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水及びコミュニティプラントを推計。
- ・整備した年度から、耐用年数（50年）で除したものを、1年間の管の更新量として仮定し、更新単価（コンクリート管及び塩ビ管等124千円/m）を乗じて算定。

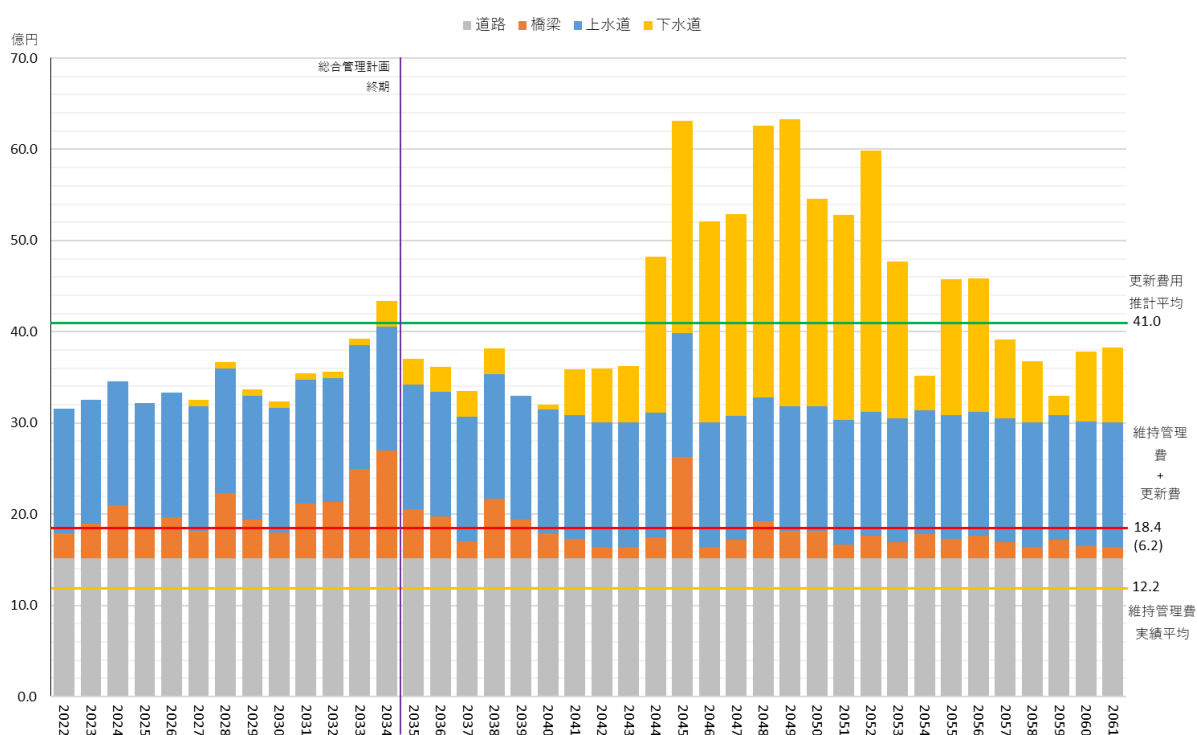
⑤削減対策

- ・インフラ資産は必要不可欠であり、その特性から削減対策が困難であるため、未対策と同内容、同額として取り扱い、別途試算は行わない。（試算上の削減効果額は0円）

〔図3-2-3 維持管理費・改修更新費用の実績（インフラ資産）〕



〔図3-2-4 将来更新費用の推計〕



3.過去に行った対策の実績

総合管理計画策定後、これまでに行った対策の主な内容は以下のとおりです。

〔表 3-3-1 過去に行った対策の主な内容〕

年度	主な内容
2015	<ul style="list-style-type: none">・ひまわり保育所を廃止・向原保健センターを解体除却
2016	<ul style="list-style-type: none">・中山住宅 2 戸を解体除却
2017	<ul style="list-style-type: none">・甲立基幹集落センター及び甲田保健センターを解体除却・市役所本庁第 1 庁舎を耐震化改修・高宮基幹集落センター及び高宮高齢者生産活動センターを解体除却・中央集会所を解体除却
2018	<ul style="list-style-type: none">・甲立小学校、小田小学校、小田東小学校を統合・高齢者等活動・生活支援促進機会施設「桑田の庄」を譲渡・刈田小学校、根野小学校を統合
2019	<ul style="list-style-type: none">・市役所八千代支所を八千代フォルテ内へ移転・レインボープラザつどいの館及び村の味工房を譲渡・郷野小学校、可愛小学校を統合・甲立保育所、小田東保育所、小田保育所を廃止
2020	<ul style="list-style-type: none">・船佐小学校、来原小学校を統合・可愛集会所を廃止、解体除却し、可愛振興センターへ統合・中長田集会所の長寿命化を実施
2021	<ul style="list-style-type: none">・土師記念公園管理事務所を解体除却

上記のほか、本計画以前において地区集会所（社会教育施設に分類されるものを除く。）は、第1次行政改革の方針により、既に地域へ無償譲渡又は廃止等（87地区集会所）しました。

〔表3-3-2 解体及び譲渡した面積累計〕

年度	削減面積累計	削減率
2014 まで	3,434.19 m ²	1.3%
2015	3,784.09 m ²	1.4%
2016	4,477.27 m ²	1.6%
2017	7,761.05 m ²	2.9%
2018	8,290.93 m ²	3.1%
2019	9,242.29 m ²	3.4%
2020	9,532.45 m ²	3.5%
2021	9,667.99 m ²	3.6%

(注) 用途廃止のみで建築物が除却されていない施設は面積に含まない。

〔表3-3-3 有形固定資産減価償却率の推移〕

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020
有形固定 資産減価 償却率	54.6 %	56.4 %	58.0 %	59.7 %	60.9 %	60.7 %

第4章 公共施設等総合管理基本方針

1.基本方針

住民の負担を増加させないことを基本に、人口の減少を見越した長期的視点から、次の各方針に沿って行動を行います。

(1) 点検・診断等の実施方針

各種法令に基づく法定点検のほか、職員の目視などによる日常的な点検を実施し異常の早期発見に努めます。必要であれば有識者による診断を行います。

(2) 維持管理・更新等の実施方針

これまでの対処療法的な維持管理から経営的視点に立った計画的な維持管理や更新に移行し、適切に行っていきます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断により危険性が認められた施設は、利用状況や優先度などを踏まえて修繕・更新を行います。利用が見込まれない施設は、統合廃止の検討を行い、解体等の除却を行うことで安全性を確保します。

(4) 耐震化の実施方針

耐震性が確保されていない施設は、利用状況や優先度などを踏まえて耐震化を実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

これまでの対処療法的な維持管理から経営的視点に立った計画的な維持管理による施設の長寿命化を行うことでライフサイクルコストを縮減します。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

大規模改修や建替えなどの更新のタイミングで検討し対応していきます。

(7) 脱炭素化の推進方針

大規模改修や建替えなどの更新のタイミングで太陽光発電設備の導入、LED化、ZEB化を検討し対応していきます。

(8) 統合や廃止の推進方針

総量削減のため、総延床面積を30%以上削減することを目標に統合・廃止を進めます。

《総延床面積の縮減目標》

総延床面積を2034年度までに30%以上削減（2013年3月末比）

2. 公共施設管理基本方針

以下の施設ごとの基本方針に基づき、施設類型ごとに個別施設計画を策定します。また、この計画の内容については、今後の財政状況や人口動態に応じて、適宜見直しを行います。

(1) 学校施設

学校施設は、次代を担う子どもたちが真に必要なとする教育環境の充実に視点を置きます。このため、現在、進めている学校規模適正化計画の進捗状況と整合性を図り進めます。

(2) 産業系施設

- ① 利用状況が少なく老朽化した農機具格納庫及び共同作業場等は、譲渡及び廃止を進めます。
- ② 公の施設は、全市民が利用できることが原則であることから、受益を受ける範囲が限られる施設は譲渡を進め、事業効果による政策補助に転換を行います。
- ③ 神楽門前湯治村及びたかみや湯の森、サッカー公園等の施設は、運営主体が施設を保有せず、公の施設となっています。このことは、運営主体に減価償却が発生しないことを意味します。指定管理料と合わせて、更には減価償却費も公費において補填されて経営が継続されることから、老朽化により施設が償却した時点において経営破綻するか、新たな公の施設を建設しなければならないこととなります。本市への貴重な入込客を導く施設であり、地域の観光関連施設の再生、一体的な運営による地域経済の活性化のため、PFI等、官民連携手法の検討を行うなど、あり方の検討を行います。

(3) 公営住宅（市有住宅含む）

老朽化及び耐震性のない公営住宅は、廃止を進めます。なお、公営住宅は使用料で施設管理費が補填できること及び法的に低所得者で住宅に困窮する者を公的に援助する目的があることから、将来需要を見極め大規模改修及び更新を行います。

(4) スポーツ施設

吉田運動公園体育館、温水プール、B & G海洋センター、地域の小規模体育館及びプール等がこれに該当します。広域的な視点で統廃合を行い、利用実態の少ない体育館及びプール等は廃止します。

(5) 庁舎

旧町の大規模な庁舎は、合併以降において支所庁舎として使用し、空きスペースの利活用計画を進めてきましたが、有効活用が図れていない状況となっています。言い換えれば、支所周辺の公共施設を利用するため、空きスペースの需要がないものと判断できます。支所周辺の市民文化施設等への移転を進め廃止します。なお、本庁及び支所からの遠隔地においては、地理的条件を考慮しマンパワーの配置を考慮します。

(6) 文化施設

ホール機能を備えた文化施設は、多くは合併前の旧町において整備され、新市建設計画においても市民文化センター（クリスタルアージュ）及び向原生涯学習センターみらいの建設により、旧町1施設の体制となりました。文化施設は施設面積も広く維持管理に多額の経費を要しますが、当面は、旧町1館体制とし類似施設の整理を行います。また、将来の人口減を見据えて事務所等他の施設との共同利用も視野に検討を行う必要があります。（建物の大規模改修が必要な時期には、少子高齢化により利用人数は大幅に減少します。）

(7) 集会施設

基幹集会所は、市内の自治振興組織の活動拠点とし規模の適正化を図りつつ集会機能に特化した大規模改修及び更新を行い、維持します。なお、自治振興組織の活動拠点として活用されず、利用実態が少ない基幹集会所については廃止します。また、従前の老朽化している公共的施設等を活用している基幹集会所については、規模の適正化を図りながら計画的に更新します。

(8) 博物館等（人権福祉センター・地区集会所を含む）

- ① 博物館等は、歴史民俗博物館に集約し、類似施設は廃止します。
- ② 人権福祉センターは、役割を尊重しながらあり方を検討します。
- ③ 地区集会所は、役割を検討しながら譲渡又は廃止を進めます。

(9) 幼稚園・保育園・こども園

- ① 幼稚園は、民間での運営も可能であることから公立での設置の必要性について、国が行っている幼保一元化（認定こども園）の方向性を確認しながら検討を行います。
- ② 保育園は、学校と同様に次代を担う子どもたちが真に必要とする保育環境の充実に視点を置き、送迎関係の保護者の利便性を判断し統合を推進します。また、老朽化が著しい保育所も多くあることから、第2次行政改革の方針である「民間活力の活用」により、民設民営又は指定管理者制度の導入により保育所規模適正化計画を進めます。

(10) 消防施設

消防庁舎は、本市の消防防災の要となる施設であることから、今後においても維持を行います。また、老朽化への対応として移転も含め検討を行います。

その他消防施設は、人口の推移を勘案し検討を行います。

(11) 保健施設

保健センターは、統合が完了し今後も継続し利用します。なお、地域での活動は基幹集会所等でも行います。

(12) その他施設

その他の施設は、人口の推移及び利用状況により公共施設の最適化を行い、必要性の低い施設は廃止します。

3.インフラ資産管理基本方針

道路及び橋りょう等のインフラ資産は、国土保全として国道等との整合性を図り、一体的に計画する必要があります。特に、橋りょうは2023年度から更新を必要とする橋数が飛躍的に増加します。長寿命化を推進しながら継続的な個別施設計画を作成します。上下水道は、受益者負担を原則とするインフラ資産です。個別施設計画を策定する中で、受益者負担の適正化についても検討を行います。

4.実行体制の整備

(1) 推進体制

計画の推進にあたっては、行財政改革の事項として取り組むことから本市行財政改革実施組織において組織横断的な調整機能を発揮しつつ進行管理を行うとともに、計画の改定や目標の見直しを行います。

なお、計画実施は技術的な検証が重要であり専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、技術的手法や管理水準の見直しを的確に実施できる体制を整えていく必要があります。

(2) 財政との連携

策定した計画も財政措置があってはじめて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な計画推進を実施していくためには、予算編成部署との連携が不可欠です。そのため、計画推進により新たに必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めることとします。

また、更新に係る予算の財源確保のため、計画的な公共施設管理運営基金の積み立

てを行います。

(3) 協働の推進

施設整備、更新、維持管理、運営をより効果的かつ効率的に行うため、PPPやPFIなどの民間活力の活用を検討します。また、市民と公共施設にかかる問題意識の共有化を図るため積極的に情報開示を行います。

(4) 職員意識改革の推進

全庁的に計画を推進していくためには、職員が公共施設やインフラ資産の現状や計画策定の意義などを十分理解し、これまでの対処療法的な維持管理から経営的視点に立った計画的な維持管理へと方向転換を行っていくとともに、社会経済状況や市民ニーズの変化に対等できる職員自らが創意工夫を実践して行くことが重要です。そのためには、研修会等を通じて職員の啓発に努め、公共施設のあり方やコスト意識の向上に努めていくものとします。

(5) PDCAサイクルの推進

計画を着実に進めていくために PDCA サイクルにより継続的に計画を評価していきます。

まとめ

- ① 人口減少及び増大するインフラ資産の更新を考慮すると、現在の公共施設の総量を維持し続けることは不可能と判断できます。
- ② 本市が特別なわけではありません。全国の市町村で同じ問題が起こります。積極的に情報開示を行います。
- ③ 現在の便利さや豊かさだけを求めて結論を先送りすることは、次世代に大きな負担を押し付けることとなります。状況を適格に分析し早めの対策が必要です。
- ④ 本計画策定から7年が経過しましたが、これまでの総量削減実績は低迷しています。目標達成へ向けて更なる推進を図っていきます。